

随意契約理由

令和 7 年(2025 年)3 月 31 日

契約担当課名	社会教育課
発注担当課名	社会教育課
契約名称	原田城跡・旧羽室家住宅 管理運営業務委託契約
契約内容	原田城跡・旧羽室家住宅の管理、見学者への施設案内等
契約締結日	令和 7 年 3 月 31 日
及び契約期間	令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日
契約の相手方 (所在地・名称)	大阪府豊中市曾根西町 2-10-20 特定非営利活動法人 とよなか・歴史と文化の会
契約金額	総価契約 (1,442,000 円)
随意契約理由	(地方自治法施行令第 167 条の 2 第1項 第 2 号に該当) 原田城跡・旧羽室家住宅については、平成 20 年度に実施した保存と活用についての検討会の結果、歴史と文化を通じた市民交流の場として市民との協働による活用を図ることとしました。 一方、特定非営利活動法人「とよなか・歴史と文化の会」は、平成 17 年度に開催された「原田城跡の未来を考えるつどい」に参加した市民が中心となって設立した NPO 法人で、古文書講座、現地見学会、協働事業の企画など市と協働の実績もあり、委託の趣旨に適った団体です。 そのため、平成 21 年 11 月から前身団体を含め同法人に委託しており、業務実績も良好であることから、今回も委託するものです。